

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領
の制定について（例規通達）

平成3年7月1日
群本例規第19号（交規）警察本部長

〔沿革〕 平成14年3月群本例規第8号（務）、25年3月第13号（総務）、令和3年3
月第8号（務）改正

（概要）

この規定は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に基づき道路上の場
所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車の保有者に対し、当該自動車を運行
の用に供してはならない旨の命令をすることができることとし、この命令により、保管
場所確保義務の履行を促すこととしたものであり、事務について、適正かつ能率的な運
用を図るため、必要な事項を定めたものである。